

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から 50 年 3 月まで

申立期間当時、夫は製造所の下請事業所の社員として製造所で勤務していたが、その事業所では厚生年金保険に加入していなかったため、夫婦二人とも国民年金に加入し、二人分の国民年金保険料を製造所の生活協同組合に出向いてくる町の職員に毎月納付していた。当時居住していた町で国民年金保険料を支払うようになってからは継続して保険料を納付していたので、申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 14 か月と比較的短期間であり、その前後の記録は納付済みとなっている上、申立人に係る国民年金加入期間の国民年金保険料については、加入当初の 3 か月（昭和 38 年 1 月から 3 月まで）及び申立期間を除き、納付済み（349 か月）又は申請免除（107 か月）となっており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付又は免除申請のいずれの手続も取らないまま未納とするとは考え難い。

また、申立人は申立期間当時、その夫の収入は安定していたと主張するところ、夫が申立期間時代に勤務していた製造所の業績に特段の変化があったとは確認できない上、申立人は、申立期間を含む昭和 48 年 8 月から 59 年 7 月までは継続して製造所の社宅に居住しており、申立人の生活状況に大きな変化があったとは認められない。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料を製造所の生活協同組合に出向いてくる町の職員に毎月納付していたと主張するところ、申立人が居住していた町の当時の職員は、「当時は確かに町職員が製造所の生活協同組合に出向いて、国民年金保険料を収納していた。」と証言しており、申立内容に不自然な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から 50 年 3 月まで

申立期間当時、製造所の下請事業所の社員として製造所で勤務していたが、その事業所では厚生年金保険に加入していなかったため、夫婦二人とも国民年金に加入し、妻が、二人分の国民年金保険料を製造所の生活協同組合に出向いてくる町の職員に毎月納付していた。当時居住していた町で国民年金保険料を支払うようになってからは継続して保険料を納付していたので、申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 14 か月と比較的短期間であり、その前後の記録は納付済みとなっている上、申立人が国民年金への加入手続を行ったと考えられる昭和 46 年 4 月以降の記録は、納付済み（121 か月）又は申請免除（1 か月）となっており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付又は免除申請のいずれの手続も取らないまま未納とするとは考え難い。

また、申立人は申立期間当時、収入は安定していたと主張するところ、申立期間当時に勤務していた製造所の業績に特段の変化があったとは確認できない上、申立人は、申立期間を含む昭和 48 年 8 月から 59 年 7 月までは継続して製造所の社宅に居住しており、申立人の生活状況に大きな変化があったとは認められない。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料を製造所の生活協同組合に出向いてくる町の職員に毎月納付していたと主張するところ、申立人が居住していた町の当時の職員は、「当時は確かに町職員が製造所の生活協同組合に出向いて、国民年金保険料を収納していた。」と証言しており、申立内容に不自然な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月まで

昭和 62 年 7 月に事業所を退職した後、自営業者として、国民年金の強制加入の対象者となったため、市役所で国民年金の加入手続を行った。また、当時国民年金保険料の集金に来ていた婦人会の方に「付加保険料を納めていると年金受給の際に有利である。」と勧められ、付加保険料を含む国民年金保険料を納めたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について申立期間を除き国民年金保険料を納付している上、申立期間直後の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 8 月までの国民年金保険料は付加保険料を含めて前納しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は昭和 62 年 8 月 1 日に国民年金に再加入しているところ、その手続を行った時期は、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿に記載されている付加保険料の納付申出日（昭和 62 年 8 月 5 日）及び国民健康保険被保険者台帳に記載されている国民健康保険の加入届出日（昭和 62 年 8 月 10 日）から、同年 8 月上旬であったと推認でき、国民年金の再加入手続を行った上、付加保険料の納付を申し出たにもかかわらず、その当初から国民年金保険料（付加保険料を含む。）の納付を行わないとは考え難い。

さらに、申立人は A であり、申立期間当時は定期的に B を開催するなどして収入を得ていたと供述しており、経済的に国民年金保険料の納付が困難な状況はうかがえない。

一方、オンライン記録によると、申立人が国民年金に再加入した日は、昭和 62 年 7 月 26 日とされているが、これは、当初、同年 8 月 1 日とされていたものが、平成 8 年 2 月に記録訂正されたものであり、それまで申立人は申立期間のうち、同年 7 月については国民年金の被保険者として取り扱われておらず、国民年金保険料の納付書が発行されることはなかったものと認めら

れる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については付加保険料を含め納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月まで

昭和 62 年 7 月に夫が事業所を退職した後、自営業者として、国民年金の強制加入の対象者となったため、市役所で国民年金の加入手続を行った。また、当時、国民年金保険料の集金に来ていた婦人会の方に「付加保険料を納めていると年金受給の際に有利である。」と勧められ、付加保険料を含む国民年金保険料を納めたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について申立期間を除き、国民年金保険料を納付している上、申立期間直後の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 8 月までの国民年金保険料は付加保険料を含めて前納しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 62 年 8 月 1 日に国民年金の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に種別変更しているところ、その手続を行った時期は、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿に記載されている付加保険料の納付申出日（昭和 62 年 8 月 5 日）及び国民健康保険被保険者台帳に記載されている国民健康保険の加入届出日（昭和 62 年 8 月 10 日）から、同年 8 月上旬であったと推認でき、国民年金の第 1 号被保険者に種別の変更手続を行った上、付加保険料の納付を申し出たにもかかわらず、その当初から国民年金保険料（付加保険料を含む。）の納付を行わないとは考え難い。

さらに、申立人の夫は A として申立期間当時は定期的に B を開催するなどして収入を得ていたと供述しており、経済的に国民年金保険料の納付が困難な状況はうかがえない。

一方、オンライン記録によると、申立人が国民年金の第 1 号被保険者になったのは、昭和 62 年 7 月 26 日とされているが、これは、当初、同年 8 月 1 日とされていたものが、平成 8 年 2 月に記録訂正されたものであり、それまで申立人は申立期間のうち、同年 7 月については国民年金の第 1 号被保険者

として取り扱われておらず、国民年金保険料の納付書が発行されることはなかったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については付加保険料を含め納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から同年11月1日まで
平成13年8月からA社に勤務しており、18年8月に厚生年金保険に加入したが、申立期間の給料月額は約33万円であるのに標準報酬月額が28万円となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主は、過失により28万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」の標準報酬月額は、年金事務所が記録する標準報酬月額と一致

していることから、事業主は、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額又は報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額を基礎とする標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格の喪失日（昭和39年5月31日）及び取得日（昭和39年10月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月31日から同年10月1日まで

A社に昭和39年5月1日に就職し54年3月31日に退職するまで勤務した。途中で個人事業所から法人事業所になるなどの組織変更はあったが、継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が抜けているは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社において昭和39年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年5月31日に資格を喪失後、同年10月1日に同社において、再度、資格を取得しており、同年6月から同年9月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人の当時の同僚（複数）は、申立てに係る事業所における申立期間の厚生年金保険の被保険者記録がある上、「申立人は、途中、休職したり一時退職したことはなく、申立期間においても、継続して勤務していた。私の勤務期間と厚生年金保険の被保険者記録に相違はないと思う。」旨の証言をしていることから、同事業所では、通常、勤務している者については厚生年金保険に加入させていたものと推認できる。

また、当時の事業主の妻は、「申立人は、申立期間について継続して勤務しており、厚生年金保険被保険者記録に空白があるのは不自然である。」旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、申立てに係る事業所に継続して勤務し、厚生年金保険被保険者として同期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認するのが妥当である。

また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、昭和 39 年 5 月及び同年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届を提出していないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 6 月から同年 9 月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における資格の喪失日に係る記録を昭和44年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月21日から44年1月21日まで
昭和43年3月にA社に就職し、C事業所、B事業所での勤務を経て、44年1月にD事業所に異動となり、同事業所を48年7月に退職するまで継続して同社に勤務しており、毎月、給与から厚生年金保険料が控除されていた。B事業所からD事業所に異動した際の昭和43年12月21日から44年1月21日までの厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立期間当時の同僚の証言及び事業主の回答から、申立人はA社に継続して勤務し(昭和44年1月21日に同社B事業所から同社D事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事業所における昭和43年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月1日から31年3月1日まで
② 昭和38年12月31日から39年1月1日まで
③ 昭和39年1月1日から同年4月1日まで

B社で勤務していた知人の紹介で採用面接を受け、昭和30年2月中旬ごろから39年1月1日までA社でC担当として勤務していた。A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは30年8月1日であり、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

昭和38年11月ごろに、D社の開業準備のため、B社への転勤を命じられ、同年12月31日の17時から18時ごろまでA社で勤務した後に、同僚に送別会をしてもらい、そのまま夜行バスに乗ってEへ赴任したにもかかわらず、A社における厚生年金保険の資格が同日に喪失していることに納得できない。

B社に転勤になった昭和39年1月1日からD社が開業する同年4月1日の前日までB社に在籍し、C担当として勤務していた。辞令上の転勤先は、D社であるが、この間の給与はB社から支給されていたと記憶しており、この期間の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人の当時の同僚の証言から、申立人がA社に昭和30年9月1日から38年12月31日まで継続して勤務し、昭和38年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和38年12月の標準報酬月額については、申立人のA社に係る37年7月のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和 39 年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを 38 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、A社における申立人の当時の同僚（複数）の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の事業を承継したF社は、申立人がA社に在籍していたことは認めつつも、人事記録等は保管しておらず、申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入状況等については不明であると回答している。

また、申立人と同じくA社のC課で勤務していた同僚（複数）は、いずれも入社した時期より遅れて厚生年金保険に加入しており、同社の事業主は、必ずしもすべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③について、B社における申立人の同僚の証言、申立人が所持する昭和 39 年 1 月 1 日付け辞令書及び昭和 38 年度市・県民税特別徴収税額通知書から、申立人が、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が所持する昭和 39 年 2 月分の給与袋、同年 3 月分及び 4 月分の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成14年11月1日から12月1日まで及び15年1月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、14年11月及び15年1月から同年10月までの期間は18万円に、同年11月から16年10月までは19万円に、同年11月から17年8月までは22万円に、同年9月及び同年10月は20万円に、同年11月から18年8月までは22万円に、同年9月及び同年10月は20万円に、同年11月から19年2月までは24万円に、同年3月から同年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、15年7月31日及び同年12月25日は10万円に、16年7月31日は15万円に、同年12月25日は18万円に、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は20万円に、同年12月25日及び19年7月31日は19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月15日から19年9月1日まで
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月31日
⑤ 平成16年12月25日
⑥ 平成17年7月31日
⑦ 平成17年12月25日
⑧ 平成18年7月31日

⑨ 平成 18 年 12 月 25 日

⑩ 平成 19 年 7 月 31 日

給与明細書を確認したところ、申立期間①について、給与支給月額より低い額で標準報酬月額が記録されているにもかかわらず、この標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より多くの保険料が控除されている。

また、平成 15 年以降は、毎年、7 月及び 12 月に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、その届出が行われていないので記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 14 年 11 月、15 年 3 月、同年 7 月から 16 年 5 月までの期間及び同年 7 月から 19 年 8 月までの期間の申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額から、また、15 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人が所持する給与明細書の報酬月額に見合う標準報酬月額から、それぞれ、14 年 11 月及び 15 年 3 月から同年 10 月までの期間を 18 万円、同年 11 月から 16 年 5 月までの期間及び同年 7 月から同年 10 月までの期間を 19 万円、同年 11 月から 17 年 8 月までを 22 万円、同年 9 月及び同年 10 月を 20 万円、同年 11 月から 18 年 8 月までを 22 万円、同年 9 月及び同年 10 月を 20 万円、同年 11 月から 19 年 2 月までを 24 万円、同年 3 月から同年 8 月までは 26 万円とすることが妥当である。

また、給与明細書及び賃金台帳が無い期間の標準報酬月額については、その直後の月に係る給与明細書又は源泉徴収票から推認し、平成 15 年 1 月及び同年 2 月の標準報酬月額を 18 万円、16 年 6 月を 19 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②、③、⑨及び⑩について、申立人が所持する給与明細書又は事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与明細書において

確認できる賞与額から、平成15年7月31日を10万円、賞与明細書又は貸金台帳において確認できる保険料控除額から、同年12月25日は10万円、18年12月25日及び19年7月31日を19万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②、③、⑨及び⑩の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、源泉徴収票又は預金通帳から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、源泉徴収票又は預金通帳の振込額から推認し、16年7月31日を15万円、16年12月25日を18万円、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日を20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 申立期間①のうち、平成14年10月及び同年12月の標準報酬月額については、社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額が申立人の所持する給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を超えていることから、当該記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録をそれぞれ、平成8年10月から10年8月までは19万円に、同年9月は16万円に、同年10月から12年1月までは19万円に、同年2月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から12年3月1日まで

「ねんきん定期便」をみると、平成8年から標準報酬月額が9万2,000円と極端に下がっているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、事業主が保管する申立人に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成8年10月から10年8月までを19万円に、同年9月を16万円に、同年10月から12年1月までを19万円に、同年2月を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が申立期間のすべてにわたり一致していないことから、事業主は、所得税源

泉徴収簿兼賃金台帳で確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年7月1日から11年5月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月から11年4月まで

「ねんきん定期便」を見ると、A社に勤務していた時の標準報酬月額と保険料控除額が給与明細書に記載された額と異なっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び総支給額から、申立期間のうち、平成10年7月から11年4月までについては、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成10年6月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記録されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（19万円）と社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額が一致しており、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における資格の取得日に係る記録を昭和25年4月5日に、喪失日に係る記録を27年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年4月5日から26年1月1日まで
② 昭和26年12月1日から27年5月1日まで

昭和25年4月から27年4月までA社B事業所（昭和26年5月1日以降はC社D事業所）に勤務したが、「ねんきん特別便」ではその記録がなく、その後、26年1月1日から同年12月1日までの記録は確認されたものの、25年4月5日から26年1月1日までの記録及び同年12月1日から27年5月1日までの記録が空白となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社（昭和26年5月1日にA社の事業を承継）が保管する証明書及び申立人の雇用保険の被保険者記録並びに申立人の当時の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてC社に継続して勤務し（昭和25年4月4日にA社E事業所からD事業所に異動し、27年5月1日にD事業所からF事業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る申立期間①の異動日については、前記証明書において、申立人がD事業所に異動したのは昭和25年4月4日とされており、申立期間において、申立人はD事業所に勤務していたと認められることから、申立人のD事業所における資格の取得日は、E事業所における資格の喪失日と同日の昭和25年4月5日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業所に係る昭和26年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業部における資格の取得日に係る記録を昭和20年9月10日に、喪失日に係る記録を23年6月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を160円、申立期間②の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年9月10日から21年2月10日まで
② 昭和23年1月6日から23年6月1日まで

昭和19年12月9日にA社に入社し、それから27年1月19日まで同じ会社で継続して勤務し、事業所間の異動はあったが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員名簿及び退職者調書、同社からの回答並びに申立人の当時の同僚の証言から、申立人は、申立期間①及び②のいずれにおいてもA社に継続して勤務し（昭和20年9月10日に同社D事業所から同社C事業部に異動。23年1月6日に同社C事業部から同社E営業所に異動）、同期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社E営業所は、昭和23年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人は、本来は同日まで同社C事業部における被保険者資格を引き続き有すべきものである。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、A社C事業部に係る社会保険事務所（当時）の記録から申立期間①については160円、申立期間②については600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事

務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格の喪失日に係る記録を昭和29年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月23日から29年9月1日まで

昭和24年からA社で働き始め、その1年後に厚生年金保険に加入し、29年8月末まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、25年8月1日から同年12月23日までの期間のみとなっていた。申立期間について、加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の元取締役（複数）及び申立人の当時の同僚（複数）の証言から、申立人は同事業所に昭和25年8月1日から29年8月31日まで継続して勤務していたと推認できる。

また、元取締役のうちの一人は、「社員は、通常、厚生年金保険料を控除されていたはずである。」と証言している。

さらに、申立人が勤務していたと証言している者を含む同僚5人は、いずれも同様に、「実際に勤務した期間と私の厚生年金保険の加入記録は一致している。」旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び事業主による資格喪失届の提出のいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことか

ら、事業主が、昭和 25 年 12 月 23 日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月から 29 年 8 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 49 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 49 年 8 月まで

昭和 45 年に現在居住する市に転入し、数年経過したころに市役所の支所から国民年金の加入案内はがきが届いたので、妻（当時）と一緒に同支所に出向いて国民年金に加入した。その際に担当者から国民年金保険料の未納期間があると年金が支給されないとの説明を受けたので手元にあったお金で過去 4 年分の国民年金保険料を納付した。

それなのに昭和 49 年 8 月以前の 4 年間で国民年金に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 9 月 18 日に払い出されていることが確認でき、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったものと推認できるが、この時点では、申立期間の一部（昭和 46 年 5 月から 49 年 8 月まで）については、国民年金の任意加入の対象者である申立人は、国民年金に加入することはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻も、申立人と同じく申立期間の一部（昭和 45 年 8 月から 46 年 4 月まで）の国民年金保険料は未納となっており、申立期間の国民年金保険料を納付しないと年金が支給されないとの説明を受け、これを納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、昭和 49 年 9 月は第 2 回特例納付の実施期間であるが、申立人は申立期間の国民年金保険料をその居住する市で納付したと主張するが、同市は、当時、特例納付による国民年金保険料を取り扱っていなかったと回答している上、申立人は記録上、申立期間前にも国民年金の被保険者となっていない期間が 2 回あり、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したとは考え難い。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 938

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 31 日から 61 年 2 月 1 日まで
申立期間については、A社で一緒に勤務していた社員が独立して設立したB社に勤務していた。同社に勤務していた期間は厚生年金保険料が控除されていたはずであり、厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は申立期間のうち、昭和 57 年 3 月 15 日から 60 年 9 月 15 日までB社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、B社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が同事業所における厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、申立人と同様にA社から独立してB社に勤務し、申立人が同社で厚生年金保険に加入していたはずであると供述する同僚二人は、いずれも同社における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、B社は、平成 8 年 6 月に解散しており、当時の事業主の所在は不明であり、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 939

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 1 日から 56 年 1 月 1 日まで
昭和 55 年 4 月 2 日に A 社に入社し、途中で社名の変更はあったが、57 年 1 月末日まで同社に継続して勤務した。それなのに申立期間の厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において A 社から独立した B 社（現在は、C 社）に勤務していたと推認できる。

しかしながら、B 社は、昭和 56 年 1 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認でき、申立人と同様に A 社から B 社に異動した複数の同僚についても、申立期間について、B 社における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、C 社には申立期間当時の賃金台帳等の関係資料が保管されていない上、当時の経理担当者の所在は不明であり、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない。

さらに、申立期間当時の B 社の複数の従業員が「当時の社長（死亡）に確認したところ、申立期間は厚生年金保険に加入していなかったとの説明を受けた。」と証言している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 942

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 1 日から 15 年 3 月 1 日まで
ねんきん定期便を見て初めて気付いたが、A社に勤務していた期間のうち、平成 14 年 1 月 1 日から 15 年 3 月 1 日までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円になっている。平成 14 年 1 月 1 日付けの年俸通知書には月額 43 万円と記載されており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 14 年 1 月 1 日付けの年俸通知書及び未払賃金立替払決定・支払通知書から、申立人が受領していた報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額より高額であったことが推認できるが、厚生年金保険料の控除額は確認できない。

また、平成 14 年の給与支払報告書から、社会保険料の控除額は年間給与支払額に見合う標準報酬月額より低額であることが推認できるが、雇用保険料の控除額が不明であり、厚生年金保険料の控除額は確認できない。

さらに、申立人は、上記年俸通知書及び未払賃金立替払決定・支払通知書以外に給与明細書等の資料を所持しておらず、報酬額及び厚生年金保険料控除額は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、平成 13 年 10 月 1 日から申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 15 年 3 月 2 日）までの間における、厚生年金保険の被保険者の大半（211 人（申立人を含む。）のうちの 150 人）に係る標準報酬月額が、10 万 4,000 円ないし 62 万円であったものが 9 万 8,000 円に下がっていることが確認できる上、その他 57 人について厚生年金保険加入当初から標準報酬月額が 9 万 8,000 円で決定されていることが確認でき、当該記録がさかのぼって訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

なお、申立人及びその同僚は、「申立てに係る事業所から平成 14 年 11 月以降の給与を受け取っていない。」旨の証言をしている。

また、申立てに係る事業所の事業主は、平成 15 年 3 月に自己破産をしており、申立人に係る標準報酬月額についての関係書類は不明と回答している。

このほか、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたと推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで
中学を卒業した後、昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで A 社に勤務し、給料から厚生年金保険料も控除されていたと思うが、その間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業を承継した B 社は、「申立期間当時の労働者名簿、雇用保険の届出等の資料を確認したが、申立人は在籍していなかった。」と回答している上、申立期間中に A 社において被保険者資格を取得している従業員 10 人のうち、8 人は申立人を知らないとしており、残る二人の証言からも、A 社における申立人の勤務実態は確認できなかった。

また、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、B 社の総務担当者は、「申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書から、申立人については、厚生年金保険被保険者資格の取得手続は行っていないことが確認できる。」旨回答している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。